彦根市緊急経済対策住宅リフォーム促進事業申込期限は5月8日㈬午後5時15分必着です

市商工課

彦根市では、市民の皆さんが市内に本社がある法人（または個人の施工業者）を利用して、住宅リフォーム工事（自宅の修繕・補修工事など）を行う場合に、その経費の一部を補助する制度を実施しています。

平成25年度分の**申込期限は5月8日㈬**です。補助制度の利用を希望する人は、早急に事前申込をしてください。

補助金額、補助の対象となる条件、申込方法など制度の詳細は、広報ひこね4月1日号または彦根市ホームページをご覧ください。

問い合わせ先 市商工課☎30‐6119番、FAX24‐9676番

人権学習会（人権のまちづくり懇談会）を市内全域で開催しましょう

市人権政策課

彦根市では、市内の自治会に人権問題をテーマとした学習会の開催を呼びかけています。

地域に住む人たちで企画し、身近な話題をとりあげて話し合うことで、住みよいまちづくりに結びつくコミュニティ活動の場となることが期待されています。

「地区別懇談会」の名称で昭和40年代に始まったこうした学習会は、自治会が主催者となって継続的に開かれ、市民の皆さんの人権意識を高めてきました。

名称や内容、参加の呼びかけなどそれぞれの地域で工夫をこらして「参加してよかった」と思える学習会を市内全域で開催できるよう、積極的な取り組みをお願いします。

講師などの選定・派遣は彦根市が支援します。開催日の1か月前までに開催申請書を市人権政策課（市役所3階）に提出してください。

※彦根市では、これまで「地区別懇談会」としてきましたが、開催の目的や内容が分かりやすくなるように「人権のまちづくり懇談会」に名称を変更しました。

問い合わせ先 市人権政策課☎30‐6115番、FAX24‐8577番

担当学区	氏名	電話番号
金城・城南・平田小学校区	北村　武（きたむら・たけし）さん	23-5659
稲枝東・稲枝北・稲枝西小学校区	楠居　二三子（くすい・ふみこ）さん	43-4993
城陽・若葉小学校区	近藤　純夫（こんどう・すみお）さん	28-1023
河瀬・亀山小学校区	田村　正（たむら・ただし）さん	26-1040
旭森・高宮小学校区	寺﨑　政子（てらさき・まさこ）さん	23-1981
城東・佐和山小学校区	寺村　里美（てらむら・さとみ）さん	24-2072
城北・城西・鳥居本小学校区	森岡　茂樹（もりおか・しげき）さん	22-7487

ヒューマンアクターを知っていますか

市人権政策課

「彦根市ヒューマンアクター」は、人権教育推進員や学区人権教育推進協議会をはじめ、自治会などと密接な連携をとりながら、地域における人権教育と啓発活動を支援するための彦根市独自の制度です。現在、上表の7人が活動しています。

人権教育に関する相談・質問などがありましたら、お気軽に「彦根市ヒューマンアクター」にご連絡ください。

問い合わせ先 市人権政策課☎30‐6115番、FAX24‐8577番

行政相談委員を知っていますか

市まちづくり推進室

「行政相談委員」は、皆さんの身近な相談相手として、国の事務に関する苦情などの相談を受け付け、問題の解決や要望などを聞き、寄せられた意見などを、その後の行政運営に生かす役割を担っています。

「苦情や要望をどこに申し出てよいのかわからない」などの場合は、お気軽に左の行政相談委員にご相談ください。

このほかにも、市役所・支所での定例相談日や、各出張所での巡回相談日、登記・相続・遺言などについて専門職員・専門家が相談に応じる「行政なんでも相談所」の日程は、「広報ひこね」の毎月15日号の相談欄でお知らせします。

相談は無料・予約不要・秘密厳守です。

問い合わせ先 市まちづくり推進室☎30‐6117番、FAX22‐1398番

行政相談は、電話でも受け付けています。

問い合わせ先 総務省滋賀行政評価事務所行政相談課☎077‐523‐1100番

彦根市の行政相談委員

加藤甚三（かとうじんぞう）さん（中藪二丁目6-19）
☎22-3994

吉持和代（よしもちかずよ）さん（大藪町2137）
☎23-1379

大橋秀子（おおはしひでこ）さん（彦富町1766-1）
☎43-3700

消防だより

問い合わせ先 市消防本部予防課☎22-0332番、FAX22-9427番

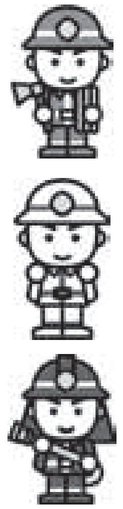

お確かめください 住宅用火災警報器の維持管理

彦根市火災予防条例により全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が平成23年から義務付けられました。

せっかく取り付けた住宅用火災警報器が「いざ」というときにきちんと作動するように、日頃から手入れや点検をお願いします。

まずは正しく取り付けられているか確認しましょう

◆取り付けが必要な場所と種類

取り付けが必要な場所は、寝室として使用している部屋や、寝室が2階にある場合は階段にも必要となります。寝室とは、家族が寝ている部屋のことで、子ども部屋なども含まれます。

住宅用火災警報器（以下、警報器）の機種には、「煙式」と「熱式」があります。寝室・階段には、「煙式」を取り付けなければなりません。

台所にも、安心・安全のために、設置をお勧めしています。

◆天井に取り付けるとき

警報器は、壁やはりから約60㎝以上離して取り付けます。

◆壁に取り付けるとき

天井から15～50㎝以内の位置に警報器を取り付けます。

警報が鳴ったときなどは

◆火災のとき

大声で周りに火災を知らせ、119番通報をしましょう。可能なら消火を行ってください。消火が難しそうな場合は、速やかに避難してください。

◆火災ではないとき

火災以外の湯気や煙などを感知して警報器が鳴ったときは、警報音停止ボタンを押す、ひもがついているタイプのものはひもを引く、もしくは、室内の換気をすると警報音は止まり、通常の状態に戻ります。

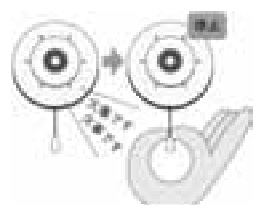

◆台所でよく鳴るとき

煙や湯気が直接かからない場所に、警報器の位置を変えてください。

◆スプレー式や煙の出る殺虫剤を使用するとき

スプレー式の殺虫剤を使用する場合は、警報器に直接吹きかけないよう注意してください。

煙の出る殺虫剤（くん煙式殺虫剤）を使用する場合は、警報器本体をビニール袋で覆ったり、一時的に警報器を取り外したりするなどの処置をお願いします。

点検の方法

正常に作動するか、月に1回点検しましょう。

◆お手入れをしましょう

警報器にホコリが付くと火災を感知しにくくなります。汚れが目立ったら、乾いた布でふき取りましょう。

特に、台所に取り付けた警報器は、油や煙などで汚れがつくことがあります。布に水やせっけん水を浸し、じゅうぶん絞ってから汚れをふき取ってください。

◆テストをしましょう

テストは、ボタンを押したり、ひもがついているタイプのものは、ひもを引いてください。詳しくは製品の取扱説明書をご覧ください。

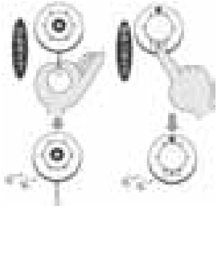

◆音が鳴らないとき

次のことを確認しましょう。

▼電池はきちんとセットされていますか。

▼電池切れではありませんか。

▼それでも鳴らない場合は、故障が考えられます。取扱説明書をご確認ください。

◆電池切れかな

電池切れのときには音声でお知らせするか、「ピッ…、ピッ…」と短い音が一定の間隔で鳴りますので、新しい電池と交換してください。

◆警報器本体の寿命は

警報器本体の寿命は、おおむね10年です。設置後10年を目安に交換をお勧めします。

ご注意ください

警報器の機種によって細かい注意点が異なります。製品に付属している取扱説明書を必ず確認してください。

手入れやテストは、高所での作業となり、転倒や落下などの危険があります。安定した足場を確保して、作業を安全に行ってください。

警報器は、あなたとあなたの家族を火災から守る切り札です。まだ設置されていない家庭は、早めに設置しましょう。